

財団法人 新潟市体育協会賛助会員規程

(目 的)

第1条 この規程は、財団法人新潟市体育協会（以下「本会」という。）寄附行為第8条第6項の規定に基づき、本会の運営並びに活動の推進に対して支援する賛助会員について必要な事項を定める。

(賛 助 会 員)

第2条 賛助会員（個人・法人）とは、本会の目的に賛同して入会した者をいう。

2 賛助会員は、次の事項を受けることができる。

- (1) 本会刊行物等の提供
- (2) 本会が開催する行事等への参加
- (3) その他

(賛 助 会 費)

第3条 賛助会員は、次に定める会費を毎年度納入するものとする。

- (1) 個人会員 年額 3,000円以上。
- (2) 法人会員 年額10,000円とし、1口以上。

2 退会による会費の返還は行わない。

(そ の 他)

第4条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

- 2 財団法人新潟市体育協会賛助会員制度内規（平成2年6月28日）は廃止する。
- 3 一部改正(平成21年3月25日)